

## 業 務 説 明 資 料

### 1 件 名

令和5年度横浜特別市ブランディング等業務委託

### 2 履行期限

令和6年3月29日

### 3 履行場所

横浜市政策局大都市制度推進本部室大都市制度・広域行政部制度企画課

### 4 業務の目的

現在の地方自治制度が、都道府県と市区町村の二層制が唯一の仕組みとなっている中で、本市は、大都市自治体に相応しい新たな地方自治の仕組み「特別市」の実現を目指し、法制化に向けた取組を進めている。「特別市」とは、「市域内における国の事務以外の全ての事務を市が担い、広域自治体の区域外となる一層性の地方自治体」という構想である。

直近の地方自治制度改革の動きとして、「大阪都構想」が大きな注目を集めた。これは、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、大阪市を解体し、基礎自治体としての複数の特別区に再編し、東京23区のように「広域自治体（大阪府）－特別区」という二層制の地方自治制度に移行するというものだった。本市が目指す「特別市」は、設置根拠となる法律が現在ないため、まず法制化が必要となる。

法制化に向けては、政府や国会への働きかけはもとより、地方自治制度改革の議論に対する市民の機運が高まることが不可欠と考えている。本市ではこれまでも「特別市」の機運醸成に取り組んできたが、更なる機運醸成に向けて、本年度を準備期間、次年度以降の数年間を市民への広報やプロモーションを重点的に実施する期間と位置付け、取組の推進を考えている。

更なる機運醸成にあたっては、「特別市」の内容と意義を市民に広く知ってもらうことが必要である。そのため、本委託では、「横浜特別市」のブランディングや認知の獲得に向けたプロモーション計画を、民間事業者の経験や知見、ノウハウを活用して整えた上で、次年度以降の本格的な広報やプロモーションの展開に生かしたいと考えている。

### 5 委託内容

「特別市」は、上述のように現時点では存在しない制度だが、「横浜特別市大綱」に示しているとおり、実現によって、「二重行政の解消」や「政策選択の自由度が高まる」といったメリットが生まれる。しかし、当該大綱は、制度を熟知した市が作成したものであり、一般の市民の大多数の理解を得るのは困難な部分があると思われる。更なる機運醸成のためには、地方自治制度に必ずしも精通していない一般の市民に対しても、制度として実現していない特別市のイメージやメリットが伝わるのが重要と考えている。行政目線ではなく、「市民目線」で伝わる工夫が必要である。具体的な委託内容は次の(1)(2)(3)に示すとおりだが、委託者には全体を通じて、「市民目線」

を意識した成果を求めていくことになる。

#### (1) 「横浜特別市」のブランディング

複数回セッティングする本市との意見交換の場に参加し、「特別市」のミッションやビジョン、バリュー等(目指している将来像や与えるべき価値等)に係るプレゼンテーションや、その内容に関するディスカッションを踏まえて、精緻に「横浜特別市」のブランディングを行う。

#### (2) ブランドツール等の制作及び広報ツールの開発

(1)のブランディングを踏まえ、向こう数年間の使用を前提とした①ブランドロゴ、②キーメッセージ、及びこれらの要素を含んだ③キービジュアルを作成する。併せて、①～③の使用方法を分かりやすく示した④ガイドラインを策定するものとする。

また、①～③のブランドツールを使用した広報ツールの作成を行う。広報ツールは、広く市民に対して、本市が「特別市」を目指していることを端的に知ってもらうための3分程度のプロモーション動画の作成を必須とし、加えて、(3)のプロモーション戦略においても活用可能な動画以外の広報ツールを1点以上開発するものとする。

#### (3) 令和6年度のプロモーション計画の提案

「横浜特別市」の認知度向上に向けて、(2)で開発した広報ツールを活用した令和6年度のプロモーション計画を提案する。

本委託における「プロモーション計画」とは、効果的に認知度を向上させるための基本戦略を示す「全体計画」と、「全体計画」を前提に広告的手法を用いて、開発した広報ツールを活用したプロモーションを提案する「個別計画」と定義し、「個別計画」は5件以上提案する。また、「個別計画」の提案にあたっては、「①提案名」「②時期」「③対象」「④提案内容の説明」「⑤開発した広報ツールの活用方法」「⑥想定コストと内訳」「⑦想定される効果」を明記するものとする。

## 6 成果物

### (1) ブランドロゴ

PNG形式の画像データ、ai形式(illustratorCC、アウトライン済のものとは済でないもの)及びPDF形式

### (2) キービジュアル

PNG形式の画像データ、ai形式(illustratorCC、アウトライン済のものとは済でないもの)及びPDF形式

### (3) キーメッセージ

上記(2)のキービジュアルとの組み合わせによるPNG形式の画像データ、ai形式(illustratorCC、アウトライン済のものとは済でないもの)及びPDF形式、キーメッセージのみのテキストデータ

### (4) プロモーション動画

- ・縦横比16：9及び9：16（サイネージ用）
- ・フォーマットMPEG4

### (5) その他広報ツール

1点以上。データによる納品とするが、形式は開発する広報ツールに応じて、委託者と協議の

上、決定する。

(6) ブランドツール利用ガイドライン

DOC形式若しくはPPT形式及びPDF形式

(7) 令和6年度のプロモーション計画

DOC形式若しくはPPT形式及びPDF形式

7 納入場所

横浜市政策局大都市制度推進本部室大都市制度・広域行政部制度企画課(横浜市中区本町6-50-10)

8 役割分担及び実施時期

委託者及び受託者の役割分担は、次のとおりとする。

令和6年2月までに一連の作業や成果物の作成を暫定的に終え、残りの契約期間でブラッシュアップを実施する。

なお、実施時期は、業務の進捗状況によって前後することがある。

項目	委託者	受託者	実施時期
全般	・進行管理業務 補助	・進行管理業務	令和5年10月～令和6年 <u>3月</u>
ブランディングに係るディスカッション	・開催調整	・当日の資料作成・出席・進行・まとめ	令和5年10月～令和6年 <u>2月</u>
・ブランドツール(ロゴマーク、キーメッセージ、キービジュアル)の制作 ・広報ツールの開発	・助言・決定	・提案・成果物作成	令和5年12月～令和6年 <u>2月</u>
ブランドツール利用ガイドライン	・助言・決定	・提案・成果物作成	令和5年12月～令和6年 <u>2月</u>
プロモーション計画	・助言・決定	・提案・成果物作成	令和5年12月～令和6年 <u>2月</u>

9 受託者の要件

(1) 提案資格

提案資格は、『「令和5年度横浜特別市ブランディング等業務委託」に関するプロポーザル募集要項』の「3 提案資格」のとおりとする。

(2) 業務責任者

受託者の業務責任者は、委託者の指示に速やかに応えられるように連絡体制を確保できることを前提とし、ブランディングに関する専門知識を有し、技術的なアドバイスや提案を行うなど、本委託業務の遂行に必要な十分な能力、実績を有する者を選定すること。

## 10 その他

(1) 受託者の業務責任者については、特別な理由がない限り変更しないこと。

特別な理由： 身体的理由(傷病)・天災 等、やむを得ない理由によるもの。

(2) 受託者は、業務の履行にあたって、業務の方法、時期等について、委託者と十分に協議し、作業の進捗状況について適宜報告しなければならない。

(3) 受託者は、本業務の履行中に知り得た情報、成果物の内容について、委託者の許可なく第三者への提供や閲覧に供してはならない。

(4) 本委託において制作したブランドツール及び開発した広報ツールをはじめ、本業務委託における成果物の著作権等一切の権利は、委託者に帰属するものとする。

(5) 受託者は、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項を順守することとする。

(6) 業務の全部を再委託することはできない。

(7) 本業務説明資料に定めのない事項や、業務を進めるにあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ決定する。